

横浜市内の障害児通所支援事業所
請求事務 御担当者様

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課長
高島 友子

きょうだい児の上限額管理に関する請求について

日頃より、横浜市障害児行政に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、きょうだい児で共通の上限額管理事業所が設定されている場合、きょうだいの利用合計額で上限額管理を行っていますが、令和 7 年 4 月利用分よりきょうだい児の上限額管理に関する請求方法が変わります。具体的な例は、以下のパターンを参照してください。

また、横浜市電子申請システムにて御提出いただいていた上限額管理結果票は、請求明細書等と併せて国保連合会へ提出が可能になりますので、令和 7 年 4 月以降の利用分は国保連合会へ御提出下さい。

上限額管理加算が算定できるのは、受給者証に印字されている 1 事業所となり、加算対象の障害児は特記事項欄に記載されている者となります。例えば、兄と妹で言うとそれぞれが請求できるものではありません。また、自動的に適用されるものではなく、「上限額管理（きょうだい児）」と受給者証に印字されている必要があります。必ず「上限額管理（きょうだい児）」と印字された受給者証を確認した上で、請求してください。

兄と妹が同一の事業所に通っている場合、複数の事業所にまたがらないため上限額管理加算は算定できませんが、利用者の申し出があった場合、きょうだい児の上限額管理をお願いします。（この場合も、区役所への申請は必要です。）

なお、令和 7 年 3 月以前の利用分につきましては請求される場合は従来通りです。

【変更箇所（請求明細書）】※加算対象の障害児ではない児童

サービス提供月	令和 6 年 3 月提供分まで	令和 7 年 4 月から
管理結果等の上限額管理情報	入力不要	入力必要 (上限額管理該当となるため)
利用者負担額①に入力する金額	実負担額を入力	入力不要 (受給者証に記載の負担額)

※加算対象児童の請求明細書に変更はありません。

裏に続く

○下記の具体的な例（パターン1～3）において共通の前提

- ・兄と妹がそれぞれ障害児通所支援の決定を受けていて、加算対象児童は兄である。
- ・A事業所が上限額管理を行う。利用者負担上限月額は、4,600円である。

【例】パターン1

兄の利用分で、利用者負担額が上限に達した場合（※きょうだいで複数事業所を利用 管理結果「1：管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。」）

			兄	妹
A 事業所 請求方 法	入 力 内 容	上限額管理	該当	該当
		管理結果	1	1
		利用者負担額①に入力する金額	入力不要	入力不要
		上限額管理加算の請求	可	不可
	金 額	給付費総額	100,000円	100,000円
		利用者から徴収する金額	4,600円	0円
B 事業所 請求方 法	入 力 内 容	上限額管理	該当	該当
		管理結果	1	1
		利用者負担額①に入力する金額	入力不要	入力不要
		上限額管理加算の請求	不可	不可
	金 額	給付費総額	100,000円	100,000円
		利用者から徴収する金額	0円	0円

【例】パターン2

兄の利用者負担額のみでは上限月額に達せず、妹の利用者負担額も発生する場合（※きょうだいで複数事業所を利用 管理結果「2：利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務を行わない。」）

			兄	妹
A 事業所 請求方 法	入 力 内 容	上限額管理	該当	利用なし
		管理結果	2	
		利用者負担額①に入力する金額	入力不要	
		上限額管理加算の請求	可	
	金 額	給付費総額	30,000円	
		利用者から徴収する金額	3,000円	
B 事業所 請求方 法	入 力 内 容	上限額管理	利用なし	該当
		管理結果		2
		利用者負担額①に入力する金額		入力不要
		上限額管理加算の請求		不可
	金 額	給付費総額		10,000円
		利用者から徴収する金額		1,000円

パターン3

兄の利用者負担額のみでは上限月額に達せず、妹の利用者負担額も発生する場合（※きょうだいで複数事業所を利用 管理結果「3：利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、調整事務を行う。」）

			兄	妹
A 事業所 請求方法	入力 内容	上限額管理	該当	利用なし
		管理結果	3	
		利用者負担額①に入力する金額	入力不要	
		上限額管理加算の請求	可	
	金 額	給付費総額	30,000円	
		利用者から徴収する金額	3,000円	
B 事業所 請求方法	入力 内容	上限額管理	利用なし	該当
		管理結果		3
		利用者負担額①に入力する金額		入力不要
		上限額管理加算の請求		不可
	金 額	給付費総額		30,000円
		利用者から徴収する金額		1,600円

※きょうだいが、同一の1事業所しか使っていない場合

			兄	妹
A 事業所 請求方法	入 力 内 容	上限額管理	該当	該当
		管理結果	1～3※	1～3
		利用者負担額①に入力する金額	入力不要	入力不要
		上限額管理加算の請求	不可	不可
	金 額	給付費総額	100,000円	100,000円
		利用者から徴収する金額	4,600円	0円

※管理結果については、請求状況に応じて以下のいずれかを選択してください。

- 1：管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。
- 2：利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務を行わない。
- 3：利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、調整事務を行う。

【担当】 横浜市子ども青少年局障害児福祉保健課
電 話：045-671-4274

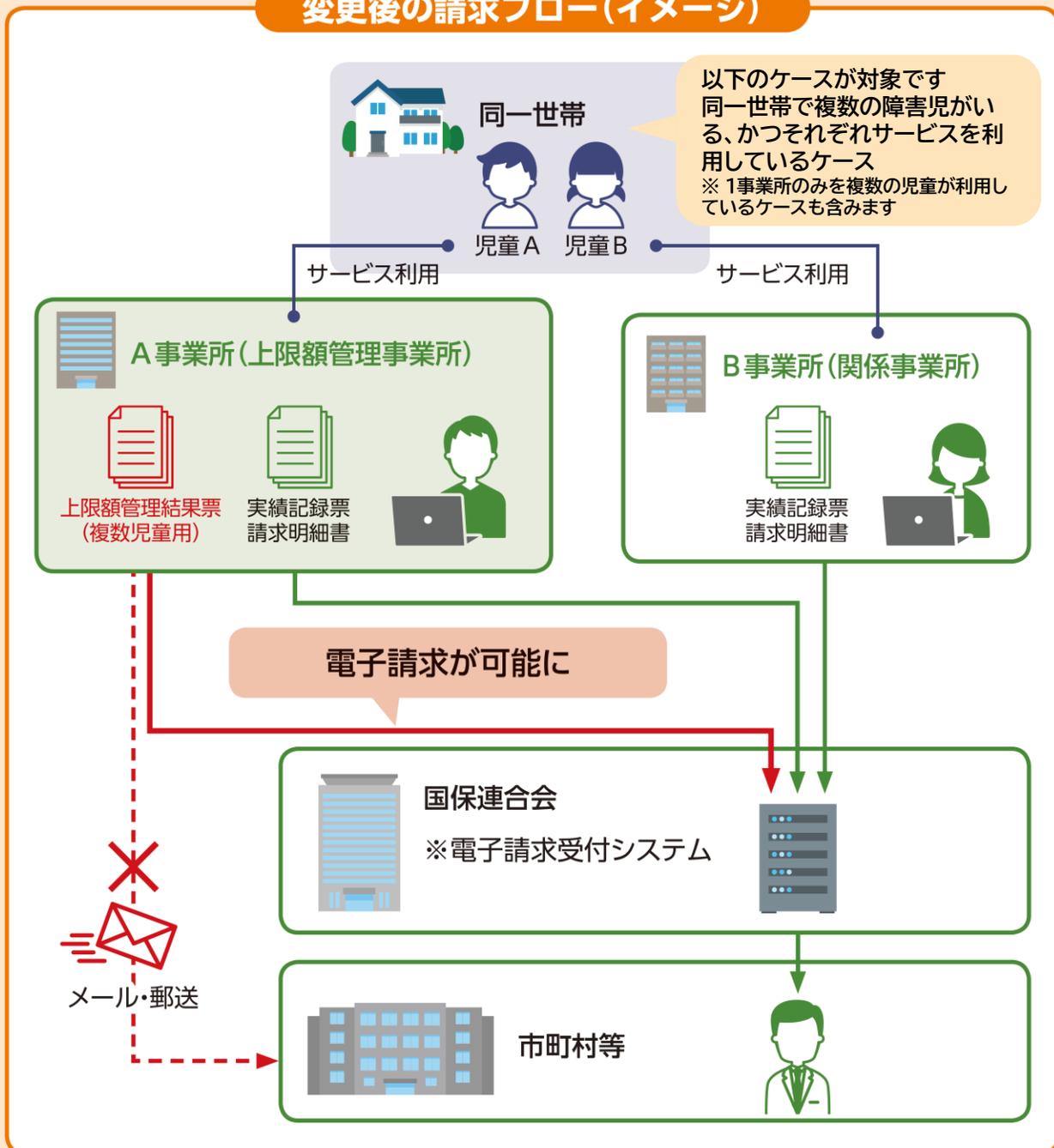
メール：kd-syogaijitsusyo@city.yokohama.lg.jp

複数児童用上限額管理結果票が 電子化されます

複数児童用の上限額管理結果票が国保連合会で請求可能に

同一世帯に障害福祉サービスまたは障害児通所支援を利用する障害児が複数いる場合に、上限額管理事業所が市町村に帳票等で提出していた複数児童用上限額管理結果票を、令和7年5月請求からは請求明細書等と併せて国保連合会への電子請求が可能となります。

変更後の請求フロー(イメージ)



請求に際して

- 令和7年5月請求時（令和7年4月サービス提供分）から電子請求が可能となります。
- 電子請求開始にあたり、特別な手続きは必要ありません。使用している請求ソフトで請求を行ってください。
- 簡易入力システムでは、令和7年4月末頃リリース予定のバージョンアップ後から作成可能です。詳細はリリース時に電子請求受付システムにて通知するお知らせをご覧ください。

上限額管理事業所の確認は受給者証を確認しましょう

受給者証の四面（利用者負担に関する事項）をご確認ください。

- ① 利用者負担上限額管理事業所名に記載されている事業所が、上限額管理事業所になります。
- ② 特記事項欄に、同一世帯に上限額管理対象児童が複数いることの記載があります。

受給者証(例)	
利用者負担に関する事項	
負担上限月額	4,600円
利用者負担上限額管理事業所名	
①	○△□事業所
特記事項欄	
②	上限管理加算対象児童(きょうだい児)

請求ソフトでの上限額管理結果票の作成方法に関するお問い合わせは、各ソフト会社にお問い合わせください

簡易入力システムに関するお問い合わせ [はこちら](#)

障害者総合支援電子請求ヘルプデスク

TEL : 0570-059-403 FAX : 0570-059-433

MAIL : mail@support-e-seikyu.jp

※操作等に関するお問い合わせ以外については対応できません

上限額管理結果票の提出等に関するお問い合わせ [はこちら](#)

横浜市障害児福祉保健課

TEL : 045-671-4274

MAIL : kd-syogaijitsusyo@city.yokohama.lg.jp

※請求エラーに関する問い合わせは従来通り
電子申請システムにてお願いします。